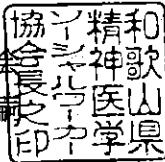


写

和精ソ第11号
平成24年7月25日

公立紀南病院組合管理者様

和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会
会長 栗田直嗣



紀南こころの医療センターにおける「一時的時間外精神科救急辞退」について（要望）

平素より、紀南地域における精神科医療の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本協会は、県内の公的機関・医療機関・障害福祉サービス事業所等に勤務する精神保健福祉士等を構成員とし、本県における精神保健医療福祉の発展に寄与するとともに、障害のある方の全面的な社会参加のために尽力することを目的とした活動を行っている団体です。

さて、平成24年6月25日付け公紀こ第122号におきまして、紀南こころの医療センター病院長名で各所に発せられた標記の件につきましては、我々、精神疾患のある方たちを支援する専門職としましては、看過できない問題です。紀南こころの医療センターは、常に紀南地域において精神科医療の中心として、日常の精神科医療の保障や夜間休日緊急医療になくてはならない医療資源となっております。また、医療機関の立場から地域移行支援や地域定着支援に対しても地域ネットワークの重要な位置にあることに日頃から心強く感じ、協働して参りました。

このような現状において、標記の問題が現実化することは、紀南地域の精神科医療に大きな打撃をあたえ、精神疾患に悩まれる当事者やご家族に及ぼす影響は甚大なものになることは明白であり、和歌山県全体の精神科医療の質の低下にもつながりかねないものと考えます。

これらのことから、精神障害のある当事者やそのご家族が安心して地域生活を送るためにも、夜間休日における精神科救急医療の早期の全面復旧とともに紀南こころの医療センターの医療スタッフの勤務状況の改善及び、医師不足の解消に組合として、ご遂力をくださいますよう要望いたします。

<事務局> 〒640-8319 和歌山市塩屋3-6-2

地域活動支援センター櫻内

和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会

電話 073-444-2468

FAX 073-446-6607